

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年12月9日(2024.12.9)

【公開番号】特開2023-80824(P2023-80824A)

【公開日】令和5年6月9日(2023.6.9)

【年通号数】公開公報(特許)2023-107

【出願番号】特願2021-194346(P2021-194346)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月29日(2024.11.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定情報を取得可能な情報取得手段と、

前記情報取得手段により取得された前記所定情報を判定可能な判定手段と、

表示手段において所定演出を実行可能な所定演出実行手段と、を備えた遊技機において、  
前記遊技機は、

遊技結果を遊技者に示唆可能な所定報知を、前記所定演出実行手段によって実行可能な所定報知実行手段と、

前記所定報知と発生条件が異なる報知であって、遊技に関する報知である特定報知を、前記所定演出実行手段によって実行可能な特定報知実行手段と、を備え、

前記所定報知の実行中に所定入球領域に遊技球が入球することで前記特定報知を開始させ得る発生条件が成立した場合に、前記所定報知を継続可能に構成され、

前記所定報知の実行中に前記所定入球領域に遊技球が入球することで前記特定報知を開始させ得る発生条件が成立した場合に、少なくとも、前記所定報知の実行中は前記特定報知の開始が待機され得るように構成され、

前記待機されている前記特定報知を、前記所定報知が終了された場合に実行され得るように構成され、

前記特定報知は、遊技者による遊技が実行可能な所定状況において、前記特定報知を開始させ得る発生条件が成立した後に1度のみ実行され得るように構成される

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

從来より、所定の始動条件の成立に基づいて当たり等の抽選が行われ、例えば、当たりに当選した場合には、所定の獲得条件の成立に応じて遊技者に所定の遊技価値を付与可能な遊技機がある。

50



記所定入球領域に遊技球が入球することで前記特定報知を開始させ得る発生条件が成立した場合に、少なくとも、前記所定報知の実行中は前記特定報知の開始が待機され得るように構成され、前記待機されている前記特定報知を、前記所定報知が終了された場合に実行され得るように構成され、前記特定報知は、遊技者による遊技が実行可能な所定状況において、前記特定報知を開始させ得る発生条件が成立した後に1度のみ実行され得るように構成される。これにより、遊技者に対する遊技状況の報知を好適に行うことができる、という効果がある。

10

20

30

40

50